

弘こ発 55号
令和2年4月17日

保護者の皆様へ

弘前市健康こども部
こども家庭課長

緊急事態宣言の発出に伴う本市の保育所等の利用について

平素より本市の子育て支援施策にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数が全国各地で増加しておりますが、本市の保育所等につきましても、国からの通知に基づき、感染の予防に留意したうえで、原則開所してまいりました。令和2年4月16日付で国より緊急事態宣言が都道府県すべてに出されたことを踏まえ、今後の保育所等の対応については下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

記

1. **保育所等につきましても、市内に感染者が出ていないという状況などから、感染の予防に留意したうえで、引き続き原則開所といたします。**
2. 本市において感染者が出た場合は、感染防止のため、仕事を休むことが可能な保護者の皆様に、園児の登園を控えるよう要請する場合があります。
3. 園児又は職員に新型コロナウイルスの感染が明らかになった場合は、原則臨時休園とし、休園期間については、保健所との協議により決定します。
4. 園児又は職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から14日間は登園を避け、自宅待機するように要請します。

※ 上記2～4について、市からの要請により登園を自粛した場合や、施設内での感染者が明らかになり臨時休園となった場合は、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせいたします。

今後の状況により対応が変更となる場合は、改めてご連絡いたします。

(担当) こども家庭課保育係
TEL 35-1131